

ただし、次のような注意点があります。

- ①医療費、セルフメディケーション対象品の購入費は、昨年中に実際に支払ったものに限って控除の対象になります。
- ②予防接種・健康診断(疾病が発見された場合を除く)・健康食品や栄養剤などは対象とはなりませんので、領収書などに混在している場合は除いて計算してください。
- ③支払った医療費が保険金などで補てんされた場合は、差し引いて計算してください。
具体的には、次のようなものがあります。
 - 出産育児一時金、付加給付、高額療養費など健康保険から給付されたもの
 - 高額介護サービス費など介護保険から給付されたもの
 - マル福、神福など医療費の助成として市町村から支給されたもの
 - 医療保険金、入院給付金など生保会社・損保会社などから支払いを受けたもの
 - 給付金、医療費の補てんを目的として支払われたもの など
 これらは年内に給付を受けていなくても、見込みの金額を差し引いて計算してください。
※医療費控除を計上しても所得や源泉徴収税額によっては還付にならない場合があります

Q セルフメディケーション税制を受けるための一定の取り組みを行なったことを明らかにする書類とは何ですか？

- A 昨年中において申告する方本人が、健康の保持増進および疾病の予防の取り組みを行なったことを明らかにする次のいずれかの書類です。
- インフルエンザなどの予防接種の領収書または予防接種済証
 - 市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
 - 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
 - 特定健康診査の領収書または結果通知表
 - 人間ドックやがん検診など、各種健診(検診)の領収書または結果通知表

これらの費用は、原則、医療費控除の対象外です。

Q 申告期間中に会場へ行くことができません。どのように申告すればよいですか？

- A 国税庁ホームページからe-Tax(電子申告)で送信するか、申告書を郵送することで申告ができます。
- 郵送先 確定申告書 潮来税務署 〒311-2492 潮来市小泉南1358番地
住民税申告書 神栖市役所 課税課 〒314-0192 神栖市溝口4991番地5

潮来税務署からのお知らせ

期間中は大変な混雑が予想されます。感染症対策にご協力をお願いします。

入場整理券の発行

税務署の確定申告会場では「入場整理券」を発行し、申告相談を実施します。
入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントで事前に取得できます。
また、当日会場でも配布しますが、混雑状況により早期に発行が終了する場合があります。



国税庁 LINE 公式アカウント

自宅からの確定申告

- ①マイナンバーカードを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から簡単に申告書の作成・税務署へのe-Taxによる申告ができます。
画面の案内に従って、金額を入力すると申告書が自動計算され簡単・便利です。
- ②マイナンバーカードを持っていない場合には、「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成・印刷し潮来税務署へ郵送で提出できます。



申告や住民税に関するQ&A 毎年、確定申告期間に多い質問に回答します。

Q 昨年1年間収入がない場合、申告する必要はありますか？

- A 申告の義務はありませんが、所得の確認が取れないため、所得金額による軽減措置や補助が受けられないなどさまざまな手続きに影響が出てきます。例えば、次のようなものがあります。
- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置
 - 高額療養費の自己負担限度額
 - 国民年金保険料の免除申請
 - 就学援助費の認定
 - 幼稚園・保育所の保育料の算定
 - 児童手当・児童扶養手当・医療福祉費(マル福・神福)の支給
 - 課税証明書の発行(所得金額が記載された証明書)

Q 給与以外にも所得があるのですが、自分で納付することはできますか？

- A 給与・公的年金などに係る所得以外の所得(事業・不動産所得など)は、確定申告時に納税者からの申し出により普通徴収(自分で納付)にすることができます。
※給与所得が複数ある場合、どちらかを普通徴収にすることはできません。合算した上でその給与所得に係る税額が特別徴収(給与天引)になります

Q ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をしたが、確定申告・住民税申告をしたい場合はどうすれば良いですか？

- A ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方が、確定申告・住民税申告をした場合、特例の適用ができなくなります。寄附金控除を受けるためには、確定申告・住民税申告をするときにすべての寄附金受領証明書が必要になります。

Q 医療費控除を受けるときに注意することはありますか？

- A あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のために昨年中に支払った医療費または、セルフメディケーション税制対象品の購入費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。控除を受ける方は対象となる医療費の領収書を整理し、医療費の明細書(従来の医療費控除とセルフメディケーション税制に使用する明細書は異なりますのでご注意ください)を事前に作成してください。医療費の明細書を作成していれば、領収書の提示は不要です。医療費の明細書を作成していないと、待ち時間が長くなります。新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、事前の明細書作成にご協力をお願いします。従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみの選択適用です。なお、セルフメディケーション税制の控除を受けるためには、一定の取り組みを行なったことを明らかにする書類の保管が必要です。

従来の医療費控除

$$\text{昨年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \begin{cases} 10\text{万円または} \\ \text{所得金額の5\%のどちらか少ない方} \end{cases} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

セルフメディケーション税制

$$\text{昨年中に支払ったセルフメディケーション対象品の購入費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - 12,000\text{円} = \text{医療費控除額 (最高88,000円)}$$